



平成30年12月7日

各 位

会 社 名 株式会社くろがね工作所  
代表者名 取締役社長 神足 泰弘  
(コード:7997、東証第2部)  
問合せ先 専務取締役 神足 尚孝  
(TEL. 06-6538-1010)

不適切な会計処理に関する第三者調査委員会の設置及び  
平成30年11月期決算短信開示延期に関するお知らせ

当社では、外部からの指摘があったことを契機に社内管理部門において確認を行ったところ、過年度にわたる会計処理の一部につき、不適切な会計処理が行われた可能性があることが認められました。については調査の客観性・中立性・専門性を確保するため、本日開催の取締役会において外部の専門家（弁護士等）から構成される第三者調査委員会の設置につきまして決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、それに伴い平成31年1月18日で予定しておりました平成30年11月期決算短信の発表について延期することにいたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 第三者調査委員会設置の趣旨及び調査対象

過年度における特定の営業拠点での売上計上時期の妥当性や仕入原価の処理の妥当性に問題のある処理が確認されたため、中立的な立場から、専門的かつ客観的に不適切な会計処理に係る取引等について発生事実の正確な把握、発生原因の解明、今後の対応に関する提言が必要と判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家（弁護士等）から構成される第三者調査委員会を設置することといたしました。

なお、調査対象とする事実の範囲についての最終的な決定は、第三者調査委員会の設置後に当該委員会の判断に基づき行うことといたします。

2. 今後の見通し

第三者調査委員会に関しましては、現在調査委員の選定を進めておりますので、正式に決定し次第速やかにお知らせいたします。なお、当委員会は、日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に沿って運営を行う予定であります。

また、平成31年1月18日に予定しております平成30年11月期決算短信の開示につきましては、調査に慎重を期すため延期する見込みですが、時期については分かり次第お知らせします。

3. 今後の対応について

当該事象が当社の決算に及ぼす影響につきましては、判明次第速やかにお知らせ致します。また、第三者調査委員会による調査結果等による事実関係につきましても、判明次第、適時に開示を行ってまいります。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご心配おかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上